



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月3日金曜日 第312号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(人事課) ...	521
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	521
施術機関の指定(2件).....	( " ) ...	522
指定医療機関の変更.....	( " ) ...	522
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	( " ) ...	522
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	( " ) ...	522
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ) ...	522
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	( " ) ...	523
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	( " ) ...	523
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	523
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	523
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	524
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	524
介護医療院の開設の許可.....	( " ) ...	524
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	524
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	525
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " ) ...	525
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	525
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	525

## 公 告

消防設備士法定講習会の実施.....	(消防防災安全課) ...	525
争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	526

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第611号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県次期給与システム詳細設計・構築業務委託一式	愛媛県総務部総務管理 局人事課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年4月1日	株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴 敬 若手県盛岡市松尾町17番 8号	220,000,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による

### ○愛媛県告示第612号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
保険薬局みなみ	宇和島市保田甲858	令和4年4月1日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市喜光地町1-4-19	令和4年4月1日

○愛媛県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、  
 施術機関を次のように指定した。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
宇都宮 哲也	西予市三瓶町朝立2-182-2	令和4年3月9日
田村 由希子	宇和島市吉田町北小路甲199	令和4年3月9日
永井 満望	宇和島市津島町岩松丁20-2	令和4年3月9日

愛媛県知事 中村時広

氏名	施設名		所在地	指定年月日
	名	称		
一色 真理子	ひと	い	西条市水見乙1893番地	令和4年3月10日

○愛媛県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、  
 指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 石川歯科	西条市飯岡2605番地の2	令和4年1月19日
(変更前) 石川内科		

○愛媛県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、  
 施術機関を次のように指定した。

令和4年6月3日

○愛媛県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社クオリア	伊予郡松前町北黒田680番地	訪問看護ステーションくるみ南予	大洲市新谷乙375番地2	令和4年4月1日
株式会社洸	新居浜市本郷1-11-23	訪問看護ステーション仁〜ん〜	西条市周布212-7 2階	令和4年4月1日

○愛媛県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	(変更後) 高知県高知市上町二丁目6番9号	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	令和4年4月1日
	(変更前) 高知県高知市神田2141番地22			

○愛媛県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	（変更後） 高知県高知市上町二丁目6番9号	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	令和4年4月1日
	（変更前） 高知県高知市神田2141番地22			

○愛媛県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	（変更後） 高知県高知市上町二丁目6番9号	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	令和4年4月1日
	（変更前） 高知県高知市神田2141番地22			

○愛媛県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	（変更後） 高知県高知市上町二丁目6番9号	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	令和4年4月1日
	（変更前） 高知県高知市神田2141番地22			

○愛媛県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	デイサービス施設光来園	宇和島市保田806番地	平成28年3月31日

○愛媛県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	デイサービス施設光来園	宇和島市保田806番地	平成30年3月31日

○愛媛県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年6月3日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社憩楽	訪問看護ステーション 憩楽	愛媛県今治市郷桜井四丁目6番82号	令和4年4月1日	訪問看護
株式会社洸	訪問看護ステーション 仁~じん~	愛媛県西条市周布212-7 2階	令和4年4月1日	訪問看護
合同会社まる福祉サービス	ヘルパーサービス さや家	愛媛県西条市壬生川141-4	令和4年4月1日	訪問介護
ゲートヒル株式会社	指定訪問介護・ケアタクシー マリン	愛媛県西条市大町1029番地1	令和4年4月1日	訪問介護
株式会社幸福丸	ヘルパーステーションみーる	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削431番地	令和4年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年6月3日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社憩楽	訪問看護ステーション 憩楽	愛媛県今治市郷桜井四丁目6番82号	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
株式会社洸	訪問看護ステーション 仁~じん~	愛媛県西条市周布212-7 2階	令和4年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和4年6月3日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

介護医療院の開設者の 名 称 又 は 氏 名	介 護 医 療 院		許 可 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人 大樹会	今治南病院介護医療院	愛媛県今治市四村103番地1	令和4年4月1日	介護医療院

○愛媛県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年6月3日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ユニット・ワン	デイサービス ユニットなだ	愛媛県伊予市灘町302-1	令和4年4月1日	通所介護

○愛媛県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園 指定訪問介護事業	愛媛県伊予郡松前町大字大溝96番地1	令和4年5月1日	訪問介護

○愛媛県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年6月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510017	社会福祉法人 砥部町 社会福祉協議会	愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地	上田文雄	重度訪問介護	砥部町社協	愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地	令和4年4月1日

○愛媛県告示第629号

松山市高岡土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市高岡土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市高岡土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年6月6日から令和4年7月1日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年6月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第9号 令和4年5月25日	伊予郡松前町大字筒井字宗意畑1181番1、1181番5、1183番、1184番、1185番1、1185番2、1185番2地先里道	松山市宮西一丁目6番3号 株式会社真建ホームズ

公 告

○公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和4

年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中村時広

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
警 報 設 備	令和4年9月1日(木) 9時~17時	八幡浜市北浜一丁目3-37 愛媛県南予地方局八幡浜支局
警 報 設 備	令和4年9月7日(水) 9時~17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
避 難 設 備 消 火 器	令和4年9月9日(金) 9時~17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消 火 設 備	令和4年9月14日(水) 9時~17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避 難 設 備 消 火 器	令和4年9月15日(木) 9時~17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警 報 設 備 特 殊 消 防 用 設 備 等	令和4年9月16日(金) 9時~17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室他

2 受講申請書の提出期間

令和4年7月27日(水)から8月10日(水)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

(一財)愛媛県消防設備協会、各市町(組合)消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、愛媛県管工事協同組合連合会各支部

(一財)愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

(一財)愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、(一財)愛媛県消防設備協会において受付けます。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和4年5月20日あったので公表する。

令和4年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和4年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和4年6月4日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。